

原告ら主張要旨

1 一般に自然の湿地は多くの生き物を育み、そこに豊かな生態系を造ります。北川湿地は神奈川県最大規模の平地性湿地であり、そこには国や県の絶滅危惧種をはじめとして多くの希少な生き物が生息しています。事業者サイドが実施したアセスの調査によればその数は70種とされていますが、我々が確認した希少種の数には97種にも及びます。因みに、豊かな自然が残っているとされる隣接する小網代の森ですら、希少種は50数種にとどまると言われています。これをみても、開発が進んだ首都近郊において、北川湿地がいかに傑出した数の希少な生き物を育てているか理解していただけたと思います。

たとえば、北川湿地には太古の昔から枯れることのなかった小川が流れており、そこには人が持ち込んだものではない野生のメダカが生息しています。神奈川県内ではこうした生態系の中で野生のメダカが生息している場所は、北川湿地だけです。生物多様性保全の観点からすれば、本来、北川湿地は何としても保全されなければならない場所なのです。これについては、異論をとねえる研究者や学者は誰もいないと思います。県のアセスの審査書も、このような前提に立っています。

2 翻って、本件事業は、この貴重な北川湿地を残土処分場として埋めてしまうというものです。北川湿地の自然環境に影響を及すとか及さないというような事業内容ではありません。北川湿地という生態系の存在そのものを無くしてしまうというもののなのです。こんな乱暴な話はありません。ビオトープを整備するとされている蟹田沢には蟹田沢の生態系があり、そこを壊してビオトープとするのは保全ではなくただの環境破壊です。

多様な生き物や生態系がどんどん消失して、奇跡的に残った最後の砦とも言うべき、北川湿地。そんな湿地をどうして埋め立ててしまうような乱暴なことができるのでしょうか。事業者と県や市は、小網代の森の保全を取り上げて「環境に対する配慮はできている」といいますが、森と湿地は異なる自然であり、どちらかを保全すればよいというものではありません。どちらもつながっているのです。

さて、事業者である京浜急行電鉄が北川湿地の地権者であり、地権者が埋立てをしたいからということ。しかし、本当にそうなのでしょうか。地権者であれば法律

で禁止されていないかぎり、どんな土地利用をしてもよいのでしょうか。私どもはそうは思いません。土地が私財であるとしても、そこに貴重な生態系があるとすれば、生態系は公共財的性格が極めて強く、土地利用についてもこれを損なわないようにすることが土地所有者に課せられた当然の社会的義務ないし制約だと思います。一つの生態系の破壊は、そこに生息・生育する生物の種を絶滅させるだけでなく、周辺生態系にも計り知れない影響を及し、そこに生息・生育する生物種の存続にも大きな影響を及ぼします。そして、極めて重要なことは、そうした生態系やそこに生息する生物種は、私たちすべての人々と子孫の生存を支えるかけがいのない資源なのであって、特定の企業や個人が自儘な土地利用で消失させてしまうようなことは絶対に許されるはずのものではありません。地権者といえども、公共財を損なわないような土地利用をすべきです。我が国でも、憲法で、私権は公共の福祉による制限が認められており、また、民法でも、私権は公共の福祉に適合しなければならないと定められています。いかに土地所有者といえども、貴重な生態系を根本から消失させるような土地利用は公共の福祉に適合するわけがなく、法的にも決して許されないと考えます。

こうした考えは、先進諸国では今日極めて常識的なことであり、北川湿地に足を踏み入れた国内外の教育者・研究者は、北川湿地の生物多様性に一様に驚き、そして、北川湿地が残土捨て場として埋められてしまうことを聞いて、怒りをあらわにします。地権者であれば貴重な生態系そのものを根底から変えてしまうこともできるという現行のシステムが環境先進国ではまったく理解できないのです。このシステムは環境の時代にふさわしいものに書き換えられなくてはなりません。

加えて、事業者は三浦市、地権者、県環境農政部には「早期宅地化のための基盤整備事業」といい、県土整備部は「事業者から土砂を埋め立てる申請が出ただけで宅地にするという相談は受けていない」といいます。こんな玉虫色の事業があつてよいのでしょうか。

- 3 また、今回の裁判には、本件事業の対象地周辺に居住する住民の皆さんが原告として参加しています。本件事業は、工事開始後、7年以上にものわたって続けられる事業です。この間、一日100台もの大型ダンプカーが住民の居住場所近くを出入りすることになります。住民としては、この間、大型ダンプカーによる交通事故や交通渋滞の危険にさらされるだけでなく、排ガスによる空気汚染や騒音、振動、粉塵などによる生活被害・健康被害にさらされることになります。また、持ち込まれる土砂にしても、粉塵被害だけでなく、汚染残土が持ち込まれないという保証はまったくありません。万一、汚染残土が持ち込まれた場合には、近隣住民が深刻な健康被害を受ける

おそれが十分にあります。さらに、湿地の埋め立てで多くの昆虫を失い、農作物の受粉や害虫防除ができないなどの農業被害が出る可能性が予想されます。

そもそも、本件事業の実施区域は、都市計画上也第一種低層住居専用地域に指定されている閑静な住宅地の周辺地域です。本来、発生土処分場事業対象地としては、まったく不適地なのです。原告ら住民は、きれいな空気と自然豊かな住環境、静かな生活環境を本件事業の実施によって一方的に踏みにじられようとしています。本件事業は、住民の人権を侵害するものであって、この観点からも本件事業は絶対に許されないものだと考えます。

なお、先週より土砂の搬入が本格的に始まりました。事業者の「聞く耳持たず」の姿勢は、全くひどいものです。

以上

平成 22 年 5 月 18 日

陳 述 者

原告らを代表して

原告三浦・三戸自然環境保全連絡会代表

横 山 一 郎